

現場代理人の常駐義務の緩和について

現場代理人は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、区との連絡体制が確保されると認められる場合には、工事現場への常駐を要しないこととすることができます。

1 常駐を要しないこととができる期間（全ての工事を対象）

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事現場において作業等が行われていない期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区があらかじめ認めた場合

※常駐を要しない期間は、別件工事の現場代理人となることが可能。

2 他の工事と兼任することができる工事（要件を満たす工事を対象）

(1) 要件

- ①杉並区発注の工事であること
- ②契約金額（単価契約の場合は発注見込額）が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満であること
- ③履行場所が杉並区内であること
- ④現場代理人は常に携帯電話等で連絡がとれること
- ⑤杉並区以外が発注する工事と兼任しないこと

※ただし、工事の安全管理上条件を追加する場合、又は兼任を認めない場合がある。

(2) 兼任できる件数

兼任する工事の件数は、現在履行中のものを含め3件までとする。

(3) 手続きについて

- ①現場代理人の兼任を認める工事は、予め発注公告及び仕様書等に兼任を認める条件が明記されたものに限る。記載のない工事の兼任は認めない。
- ②他の工事と兼任する場合は、契約後（着手時）、工事主管課に現場代理人兼任届の提出を要する。
なお、区は現場代理人兼任届の内容と現場での施工とに相違がないよう、兼任する他の工事の工期や金額の変更状況等を踏まえ適時確認を行う。
- ③現場代理人兼任届に兼任する工事件名を記載しない、又は実際とは異なる工事件名を記載している等、虚偽の記載があった場合は、履行に際して著しく適正を欠く行為として必要な措置を行うことがある。

ー問い合わせ先ー

杉並区総務部経理課契約係

電話 03-5307-0612